

秋田県港湾・河川の船舶利用適正化要綱

(目的)

第1条 この要綱は、港湾区域等及び河川区域における船舶の係留保管の秩序を確立することにより、県民生活の安全の確保を図るとともに、景観の回復、創出及び公共の水域を利用した円滑な経済活動並びに公共の水域周辺の良好な生活環境の保持に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 港湾区域等 公共の用に供する水域のうち港湾管理者・秋田県が国土交通大臣から認可を受けた水域及びこの水域に隣接する陸域のうち港湾管理者が指定した港湾隣接地域をいう。

二 河川区域 河川法（昭和39年7月10日法律第167号）第9条第2項の規定により秋田県が管理する区域内の一級河川及び二級河川に係る河川法第6条に規定する区域をいう。

三 船舶 浮遊力を利用する構造物をもって、人又は貨物を積載し、自航、えい航を問わず、水面を移動するために用いられるものをいう。

四 係留保管 船舶を、水面においては常時係船し、陸上においては船台等に常時定置することをいう。

五 係留保管施設 係留保管の用に供するために、国、地方公共団体、その他係留保管を行う水面域又は陸上の土地に正当な権原を有する者が設置した施設及びその水面域又は陸上の土地をいう。

六 係留保管施設等 係留保管施設又は所有者等が係留保管をする正当権原を有する水面域又は陸上の土地をいう。

七 放置 公共の水域等において、所有者等が船舶から離れて直ちに移動することが出来ない場合をいう。ただし、所有者等が正当な権原に基

づ

き、船舶に係留し、又は保管する場合は、この限りでない。

八 所有者等 船舶の所有権、占有権又は使用权を有する者をいう。

九 事業者 船舶の販売又は係留保管を業とする者をいう。

十 水域等管理者 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 1 項に規定する港湾管理者、漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）第 25 条第 1 項に規定する漁港管理者、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 7 条に規定する河川管理者、海岸法（昭和 31 年法律第 10 号）第 2 条第 3 項に規定する海岸管理者その他の公共の水域等を法令に基づき管理す

る

者をいう。

（県の責務）

第 3 条 県は、船舶の係留保管の適正化を図るため、国、市町との連携を確保

しつつ、総合的な施策を推進するものとする。

2 県は、関係団体等との連携を確保しつつ、所有者等が適正な係留保管をす

るよう指導するものとする。

3 県は、関係機関と連携して、所有者等に対し、その責務についての自覚を

促すため、船舶に係る法令等や利用上の基本的秩序について周知させるなど、

広報及び啓発活動に努めるものとする。

（所有者等の責務）

第 4 条 所有者等は、係留保管施設等を確保し、船舶を適正に係留保管しな

なければならない。

2 所有者等は、関係法令を遵守するとともに、港湾区域等及び河川区域の周

辺の生活環境及び景観の保全に配慮し、船舶の適正な利用に努めなければな

らない。

3 所有者等は、県が実施する港湾区域等及び河川区域の利用の適正化に関

する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、所有者等に対して港湾区域等及び河川区域における船舶の

係留又は保管に関する情報を提供するよう努めるとともに、港湾区域等及び河川区域の利用の適正化に関する施策に協力しなければならない。

(係留保管の規制措置等)

第6条 知事は、港湾区域等及び河川区域における船舶の係留保管について、他の法令で定めるところにより、規制措置等を行うことができる。

2 知事は、河川区域において放置されている船舶の撤去を重点的に行う区域

(以下「重点的撤去区域」という。)を指定することができる。

3 放置されている船舶で、所有者等が不明の場合において、港湾法第56条

の4及び河川法第75条の規定に基づき管理者が移転若しくは撤去の措置を行うことができる。

4 放置されている船舶で、所有者等が明らかな場合において、知事が行う移

動の指導若しくは勧告又は命令に対し、その措置を履行しない場合における代執行に関しては、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところによる。

(係留保管適正化計画)

第7条 知事は、船舶による港湾区域等及び河川区域の係留保管の適正化を総

合的に推進するため、適正化計画(以下「係留保管適正化計画」という。)を定めなければならない。

2 係留保管適正化計画においては、次の事項について定めるものとする。

- 一 船舶の放置の防止に関する事項
- 二 係留保管施設整備に関する事項
- 三 その他船舶の係留保管適正化の推進に関する事項

3 知事は、係留保管適正化計画を各水域等管理者と協同で定めることができ

るものとする。この場合において、知事は、関係市町長及び関係機関の意見を聴くものとするほか、必要と認めるときは、学識経験者、事業者、漁

業協 同組合等の意見を聴くことができる。

4 係留保管適正化計画は、必要に応じ変更することができる。

(係留保管誘導区域の指定)

第8条 知事は、次の各号のとおり係留保管誘導区域として指定することができる。

(1) 水域等管理者が恒久的に設置した係留保管施設等（ただし、漁船用 船揚場及び漁船用船だまり施設を除く。）

(2) 船舶の航行の安全等の確保及び周辺的生活環境等の保全に支障を及ぼさないと認められる範囲内において、船舶を暫定的に係留させるための区域（以下「暫定係留保管区域」という。）

2 知事は、係留保管誘導区域を指定しようとする場合には、指定しようとする区域を管理する水域等管理者と協議するものとする。

3 知事は、係留保管誘導区域を指定する場合には、これを公示するものとする。

4 知事は、係留保管誘導区域を変更し、又は係留保管誘導区域の指定を解除することができる。

5 第2項及び第3項の規定は係留保管誘導区域の変更又は指定の解除について準用する。

(係留保管使用許可等)

第9条 前条に規定する係留保管誘導区域に係留保管しようとする者は、公共水域等の管理法令等に基づく許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の許可のうち暫定係留保管区域の許可については、使用料の納付を確認後、係留保管使用許可標識（ステッカー）（第1号様式）を交付するものとする。

3 前項の使用許可標識の交付を受けた者は、当該標識を船舶の視認しやすい

位置に貼付しなければならない。

附則

この要綱は、平成20年1月8日から適用する。

第1号様式

「係留保管使用許可標識」

表示区分

- ① 年度別 平成年→H●●
- ② 係留場所 港別を表示する。
- ③ 管理番号 アルファベット及び数字で表示
- ④ 色別 橙色